

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月26日(火)14時00分～15時20分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二					
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清			
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番	吉原 正紀	
	5番	松森 智	6番	安井 常人	7番	上峠 数博	
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番	中司 睦枝	
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番	原 弘子	
	15番	片山 博	16番	高橋 泰登			
	18番	檜原 生夫					

欠席委員 1人

4. 農地利用最適化推進委員の出席 18人(推進委員総数18人)

江良 宗登	中司 邦弘	笠井 博志	檀上 健	行廣 文徳	杉谷 智章
上 清五郎	石本 徳栄	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
松浦 徳和	村上 佐代子	藤岡 正宏	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第21号 非農地証明申請について

審議事項(2) 令和4年度最適化活動の目標の設定等の決定について

第3 議案(報告事項)

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
報告第15号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告第16号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による
転用届出に対する受理について
報告第17号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告第18号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について

第4 その他
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志
事務局職員 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は7番・上峠数博委員、8番・山田清委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は18名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第18号、42番から51番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号42番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は栗原町の3筆、現況地目は畑、面積は合わせて423㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は1,917.91㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、4月4日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号43番、権利の種類は交換による所有権移転です。 申請地は御調町神の2筆、現況地目は田、面積は合わせて7.3㎡です。 譲渡理由は利便性を高めるための交換、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるための交換です。 譲受人の経営面積は3,310㎡であり、下限面積の2,000㎡を充たします。 なお、今回の申請は、このあと審議する、農地法第5条の許可申請番号47番との交換となります。 この申請については、4月6日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号44番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は135㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は3,712㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、4月5日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号45番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合わせて716㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は822㎡ですが、今回の譲受面積を合わせると1,538㎡あり、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、4月5日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号46番、権利の種類は交換による所有権移転です。
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は9.38㎡です。
譲渡理由は相手方の要望による、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるための交換です。

譲受人の経営面積は3,783.16㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。
なお、今回の申請は、このあと審議する、農地法第5条の申請番号51番及び52番による共有進入路確保のための等価交換に付随する交換となります。

この申請については、4月5日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号47番、権利の種類は期間3年間の賃貸借権の設定です。
申請地は因島三庄町の6筆、現況地目は畑、面積は合わせて2,761㎡です。
貸渡理由は遠隔地につき耕作不能、借受理由は農業経営の規模拡大のためです。
借受人の経営面積は1,563㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。

この申請については、4月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号48番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島三庄町の2筆、現況地目は畑、面積は合わせて1,883.3㎡です。
譲渡理由は高齢のため農業後継者へ、譲受理由は農業後継者としてです。
譲受人の経営面積は1,883.30㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。

この申請については、4月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号49番と50番は関連案件のため、一括して説明します。

申請番号49番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島外浦町の4筆、現況地目は畑、面積は合わせて844.85㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。

申請番号50番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島外浦町の2筆、現況地目は畑、面積は合わせて938㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は26,434㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。

この申請については、4月7日、檜原委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号51番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町の1筆、現況地目は畑、面積は686㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は11,713.96㎡であり、下限面積の3,000㎡を充たします。

この申請については、4月8日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号42番から51番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号4 2番から5 1番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第19号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案19号、4番から6番を議案書をもとに説明)

申請番号4番、所在は、久山田町の2筆、地目は畑及び田、農振農用地区域外、合計372㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は、駐車場用地で駐車場3区画が計画されています。

申請人は、隣接地に居住していますが、駐車場が不足していることから、この度、自己所有農地を転用して自家用駐車場として利用したいというものです。

なお、申請地は一部が既に駐車場としての利用状況にあるため、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、4月4日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号5番、所在は、西藤町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、692㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で住宅1棟、建築面積66.24㎡、駐車場4区画、合併浄化槽が計画されています。

申請人は、この度、自己所有農地を転用して住宅を新築したいというもので、都市計画法に基づく、建築許可見込みです。

なお、本件は申請面積が500㎡を超えておりますが、申請地南側に高い建築物があり、日照条件が悪く、有効面積が乏しいことや、来客用の駐車場を必要としていることから、やむを得ないものと考えます。

この申請については、4月5日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号6番、所在は、御調町神の4筆、地目は田、農振農用地区域外、合計2,258㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、共同住宅用地で、共同住宅2棟、建築面積295.38㎡1棟、236.30㎡1棟、駐輪場、駐車場30区画が計画されています。

申請人は、この度、自己所有農地と、このあと5条許可でご審議いただく買い受ける予定の農地を転用して、共同住宅を建築したいというものです。

この申請については、4月6日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号4番から6番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長 次に、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案20号、40番から55番を議案書をもとに説明)

申請番号40番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、栗原町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計252㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積72.86㎡、駐車場3区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、申請地を取得して、住宅を新築したいというもので、都市計画法に基づく開発許可見込みです。

この申請については、4月4日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号41番～44番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。

所在は、美ノ郷町三成の全17筆、地目は田、農振農用地区域外、合計7,337㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、分譲住宅用地で、住宅28区画、駐車場各2区画、団地内道路・公園、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、宅地建物取引業免許を所有する個人事業主であり、申請地を取得し、造成後、建築条件付きの分譲住宅用地として販売する予定で、都市計画法に基づく開発許可見込みです。

本件は、建築条件付きの分譲住宅用地への転用案件ですが、この建築条件付きにつきましては、従来、土地の造成のみを目的とする転用は認められておりませんでした。平成31年3月の改正より、住宅については、転用事業者と土地購入者が一定期間内、おおむね3か月、に契約を締結することなどの条件を付することにより、分譲住宅用地として転用が認められるようになったものです。

この申請については、4月4日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

なお、本件は3,000㎡を超える転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号45番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、浦崎町の1筆の一部、地目は雑種地、農用地区域内、3,435㎡のうち1,554.72㎡の一時転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、土地改良統合整備事業を施行した農地であり、農地区分は、第1種と考えられます。

転用目的は、資材置場用地で、配管資材、排水機材、重機置場が計画されています。

借受人は、浦崎町に本店を置く、水道施設工事業などを営む法人であり、申請地の一部を借り受けて、事業用の資材や重機置場として使用したいというもので、一時転用期間は3年間です。

なお、申請地は既に資材置場としての利用状況にあるため、申請に際しては顛末書が添付されております。

本件は、転用許可なく、資材置場としての利用状況にあったため、地元農業委員より、利用者に対し、農地法の申請指導がなされ、この度の申請に至ったものです。

申請地は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、4月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

なお、本件は、第1種農地に係る転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号46番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、西藤町の3筆、地目は雑種地及び畑、農振農用地区域外、合計707㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積113.06㎡、駐車場2区画、進入路、合併浄化槽が計画されています。

借受人は、この度、父から申請地を借り受けて、住宅を新築したいというもので、都市計画法に基づく建築許可見込みです。

なお、本件は申請面積が500㎡を超えておりますが、法面部分があり有効面積が乏しいこと、平屋住宅であることや進入路を必要としていることから、やむを得ないものと考えます。

この申請については、4月5日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号47番、申請内容は、交換による所有権の移転です。

所在は、御調町神の1筆、地目は田、農振農用地区域外、7.30㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、共同住宅用地で、共同住宅駐車場の一部が計画されています。

譲受人は、4条許可で審議した申請番号6番において自己所有農地を転用し、共同住宅を建築予定ですが、駐車場整備に面積が不足するため、分筆し、3条許可で審議した申請番号43番の自己所有農地と交換し、駐車場整備に充てるというものです。

申請番号48番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町神の1筆、地目は田、農振農用地区域外、378㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積87.77㎡、駐車場2区画が計画されています。

譲受人は、申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

47番・48番の申請については、4月6日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号49番から52番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、49番と50番が使用貸借による権利の設定で、51番と52番が交換による所有権の移転です。

所在は向島町の全4筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計366㎡と合計89㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、49番・50番が一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積111.52㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されており、51番・52番が共有進入路が計画されています。

49番・50番の借受人は、申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

また、51番と52番につきましては、それぞれの持分2分の1を交換し、宅地や農地へ進入するための、共有の進入路を確保したいというのですが、等価交換とするために、3条許可で審議した申請番号46番の農地とセットで交換するものです。

申請番号53番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、向島町立花の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計134㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で、庭敷及び駐車場2区画が計画されています。

譲受人は、申請地近隣で自営業を行っていますが、店舗兼住宅が手狭となったため、この度、申請地と隣接する宅地及び建物を同時に取得して、自宅の庭敷や自家用及び来客用の駐車場として利用したいというものです。

49番から53番の申請については、4月5日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号54番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、瀬戸田町中野の5筆の一部、地目は畑、農用地区域内、2,170㎡のうち合計510.31㎡の一時転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、かんがい排水事業を施行した農地であり、農地区分は、第1種と考えられます。

転用目的は、作業用地で、作業場及び仮設道路が計画されています。

借受人は、広島市に本店を置く、土木及び電気工事業を営む法人であり、電気事業者である中国電力ネットワークがこの度行う鉄塔の建て替え事業を請け負う法人です。

因島変電所と瀬戸田変電所を結ぶ送電線の鉄塔建て替え工事を行うにあたり、申請地の一部を借り受けて、工事期間中、資材置場や仮設道路として利用したいというもので、一時転用期間は14ヶ月間です。

本件は、農地法施行令第11条第1項「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、4月8日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

なお、本件は、第1種農地に係る転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号55番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、瀬戸田町荻の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、331㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、住宅用地で、別荘1棟、建築面積80.42㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、尾道市内の眼科医をとして勤務していますが、瀬戸内海を一望できることから、申請地を取得して、別荘を建築したいというものです。

この申請については、4月8日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

8番委員

申請番号48番について、申請農地は最近3条の手続きを最近行ったものではないか。

事務局

申請の相談時に農地台帳で農地の前歴などは確認し、申請の受付をしていますので、最近の申請ではないと思います。また確認します。

議長

よろしいですか。

<p>8番委員</p> <p>議 長</p>	<p>分かりました。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号40番から55番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。</p> <p>なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。</p> <p>また申請番号41番から44番と45番、54番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第21号「非農地証明申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第21号、非農地証明申請について、ご説明いたします。</p> <p>(議案第21号、27番から33番を議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号27番は、栗原町の1筆、現況地目は原野で、面積は273㎡です。利用状況は、高齢で病弱になったことから耕作を放棄し、現在は雑草が繁茂し、原野化している状況です。</p> <p>農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。</p> <p>この申請については、4月4日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。</p> <p>申請番号28番から30番までは、同一地域で、判定地目も同一のため、一括して説明します。</p> <p>申請番号28番は栗原町の2筆、現況地目は山林で、面積は合計389㎡です。 申請番号29番は栗原町の2筆、現況地目は山林で、面積は合計415㎡です。 申請番号30番は栗原町の4筆、現況地目は山林で、面積は合計901㎡です。</p> <p>利用状況は、それぞれ、高齢化などにより、耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し山林化している状況です。</p> <p>農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。</p> <p>この申請については、4月4日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。</p> <p>申請番号31番は、向島町の1筆、現況地目は宅地で、面積は171㎡です。利用状況は、昭和25年ごろから宅地として使用しているものです。</p> <p>農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。</p> <p>この申請については、4月5日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。</p> <p>申請番号32番は、因島重井町の4筆、現況地目は山林で、面積は合計3,778㎡です。</p> <p>利用状況は、平成12年の相続以降耕作はできておらず、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。</p> <p>農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。</p> <p>この申請については、4月7日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。</p>

申請番号33番は、瀬戸田町名荷の2筆、現況地目は宅地で、面積は合計295㎡です。申請地は、昭和47年頃から庭敷として利用され、現在に至っている状況です。農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域の用途地域内です。

この申請については、4月8日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号27番から33番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の決定についてを議題といたします。

事務局

それでは、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。令和4年度最適化活動の目標の設定の資料をご覧ください。

(議案書資料をもとに説明)

令和4年度最適化活動の目標の設定等についてご説明させていただきます。

まず「Ⅰ農業委員会の状況」ですが、「2020年度農林業センサス」や「耕地及び作付面積統計」、当市の農地台帳等から導いた数値を記載しております。

次に「Ⅱ最適化活動の目標」についてです。

現在の集積率は13.7%ですが、農地の集積の目標年度令和12年度までに、尾道市の集積率の目標は34.3%としています。この34.3%については、広島県が集積目標を46%としており、それを達成するために、各市町の目標を各市町の農地面積で案分した結果、尾道市は34.3%を集積目標として設定することになりました。その目標を令和12年度までに達成するために、令和4年度は新規集積面積を70haと設定しています。

遊休農地の解消について、昨年度の農地利用状況調査の結果、13.8haの1号遊休農地がありましたので、その5分の1の2.8haを令和4年度の解消目標としました。

新規発生遊休農地の解消については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地すべてを解消目標とするようになっていきますので、昨年度新規で緑区分の遊休農地と判断された11haを挙げています。

新規参入の促進について、新規就農者に貸付希望のある農地の公表面積になりますが、平成28年度から30年度の権利移動面積の平均値の1割以上を新規参入者に示すことになっておりますので、5haとしています。

最適化活動の活動目標について、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、一人当たり月6日を設定したいと考えています。活動強化月間については年間3回、7月は農地の集積、8月は遊休農地の解消、1月は新規参入の促進を計画しています。また、新規参入相談会への参加目標については、参加回数は1回で、県が主催する就農応援フェアに参加する予定としております。

内容の説明については以上となります。
本案は、本総会で議決をいただき、また広島県農業会議に意見聴取しておりますので、農業会議からの回答があった後に、ホームページで公開するとともに、広島県を通じて国に報告いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、報告事項に入ります。
報告第13号から第18号までを一括して審査を行います。
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議長

次に、その他に入ります。
まず最初に、各調査区での活動状況を報告があれば、挙手のうえ発言してください。

各委員

(活動状況報告：省略)

議長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

(その他・連絡事項について説明)

議長

ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局

(質疑応答)

議長

それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。
閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。
本日はご苦労様でした。